

令和3年3月31日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

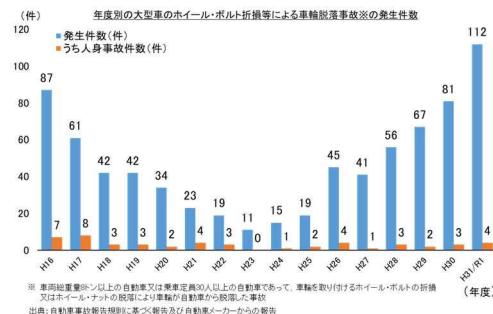
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)



① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

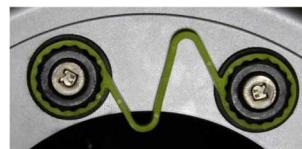
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

③ 整備の実施の方法

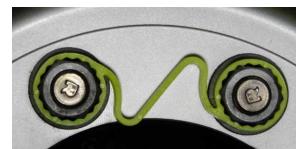
- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカーの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケーター（ISO方式）装着の場合)

2. スケジュール

公 布： 令和3年3月31日（本日）

施 行： 令和3年4月1日

(スロープ付きバスの基準)

第三条 (略)

2 基本方針1-2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められてゐるスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいふ。

一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第一項、第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条を除く)の基準に適合するものである。)

11 (略)

附則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

○国土交通省告示第一百七十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

令和三年二月三十一日

自動車の点検及び整備に関する手引(平成十九年国土交通省告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようじ改め、改正前欄及び改正後欄に対応するものとし、改めて改められを加える。

改正後

改正前

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
車の周りからの点検	車の周りからの点検	車の周りからの点検
タイヤ	(略)	(略)
□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト附近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不満はないか。	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト附近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ボルトの長さに不満はないか。

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
車の周りからの点検	車の周りからの点検	車の周りからの点検
タイヤ	(略)	(略)
□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト附近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不満はないか。	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルト附近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ボルトの長さに不満はないか。

(スロープ付きバスの基準)

第三条 (略)

2 基本方針1-2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められてゐるスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいふ。

一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第二十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条を除く)の基準に適合するものである。)

11 (略)

- ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ＩＳＯ方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマークシングを施しマークシングのずれを目標により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。

(注) 1～4 (略)
3 定期点検の実施の方法 (略)

定期点検の実施方法

定期点検の実施方法

定期点検の実施方法		定期点検の実施方法		定期点検の実施方法	
点検箇所	点検項目	年又は月ごと	点検時	期	点検の実施方法
(略)	自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1～4 (略)	(注) 定期点検の実施方法	(注) 四輪自動車など	(注) 期	(注) 点検の実施方法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハシマなどを使用して点検します。
(タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方針」)のホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な剛柔みが生じる走行後(一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。)トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウ

(四名)	(四名)	(四名)
(略)	(略)	(略)

(注) 1~4 (略)
定期点検の実施の方法

点検箇所		点検項目		点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法		(略)	
						被牽引自動車			

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
走行装置	ホイール	ホイール・ナット及びボルトの損傷(大型車において行う点検)	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ボルトについて、電裂や損傷、著しいきびの発生はないか、ボルトに伸びるか、伸ばさないか、著しいきびの発生はないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。加えて、ISO方式の場合は、ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間(目安は4年)を経過している場合は入念に確認してください。	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットについて、電裂や損傷(大型車において行う点検)による点検を行います。 ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に電裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に電裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に電裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に電裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ねじ部(インローブ)を含む。、ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。
走行装置	ホイール	ホイール・ナット及びボルトの損傷(大型車において行う点検)	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットについて、電裂や損傷がないか、ボルトに伸びるか、伸ばさないか、著しいきびの発生はないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。	12月	○ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に電裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に電裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。	12月	○ ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。 ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面(ISO方式の場合ハブのはめ合いで部(インローブ)を含む。)、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。
走行装置	ホイール	ホイール・ナット及びボルトの損傷(大型車において行う点検)	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットについて、電裂や損傷がないか、ボルトに伸びるか、伸ばさないか、著しいきびの発生はないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。	12月	○ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に電裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に電裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。	12月	○ ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。 ・ 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面(ISO方式の場合ハブのはめ合いで部(インローブ)を含む。)、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。

(J I S 方式の場合はホイール・ナットの座面部を含む。)

を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあつては、入念に清掃してください。

• ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S 方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。I S O 方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。

• ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひつかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。特に、ホイール・

• ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S 方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。I S O 方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。

• ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるよう�数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひつかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。

ボルト及びホイール・ナット が新品の状態から一定期間 (目安は4年) を経過してい る場合は、手で回して円滑に 回ることを入念に確認してく ださい。	インパクト・レンチで締め 付ける場合は、締付時間、圧 縮空気圧力等に留意し、締め すぎないように十分注意を払 い、最終的な締付けは、トル ク・レンチを用いるなどによ り規定トルクで締め付けま す。
	○ J I S方式のダブル・タイヤ の場合は、始めにインナー・ ナットについて、上記のリフ ト・アップなどの状態で、ディ スク・ホイールを取り外して行 う点検及びディスク・ホイール を取り付ける際に行う点検を 行つた後、アウター・ナットに ついて、インナー・ナットと同 様に点検を行います。
	○ ディスク・ホイールの取付け 後、ディスク・ホイールの取付 状態に適度な剥離みが生じる走 行後（一般的に50～100 km走 行後が最も望ましいとされています。）、ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの緩み（3月 ごとの点検項目）に示す方法に よりホイール・ナットを締め付 けます。
(略)	(略)
(略)	(略)

(2) (略)

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となる場合、通常行われる代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施の方法	注 意 事 項
(略) 走行装置	(略)	(略)	(略)
タイヤの交換 走行装置	(1)~(6) (略) (7) 大型車のタイヤ交換の場合 は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの損傷（大型 車において行う点検）」に示す方 法による点検を行います。 (8)~(10) (略)	(略)	(7)~(9) (新設) (1)~(6) (略) (10) (略)

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

(略)

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施の方法	注 意 事 項
(略) 走行装置	(略)	(略)	(略)
タイヤの交換 走行装置	(1)~(6) (略) (7) 大型車のタイヤ交換の場合 は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの損傷（大型 車において行う点検）」に示す方 法による点検を行います。 (8)~(10) (略)	(略)	(7)~(9) (新設) (1)~(6) (略) (10) (略)

○主計局長官の職務執行規則(昭和三十一年四月一日施行)

(2) (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

○主計局長官の職務執行規則(昭和三十一年四月一日施行)

(2) (略)

(略)

(略)

○主計局長官の職務執行規則(昭和三十一年四月一日施行)

(略)

(略)